

公 告

鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業（鳥取砂丘西側エリア滞在型観光施設運営事業）について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年12月1日

鳥取市長 深澤義彦

1 名 称

鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業（鳥取砂丘西側エリア滞在型観光施設運営事業）

2 事業内容

鳥取砂丘西側エリアにおいて、キャンプあるいはグランピングを中心とした民間サービスを提供する事業者が、本市及び鳥取県の所有施設を一体的に活用し、鳥取砂丘の来訪者に対して豊かな自然環境の中で快適な滞在時間を提供する施設を整備運営する事業（詳細は別に定める募集要項参照）

3 事業期間

(1) 施設整備期間 令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

(2) 事業運営期間 令和6年4月1日から令和15年7月31日まで

※ただし、事業者の提案内容により延長する場合がある。

4 対象施設と所在地番

(1) 旧鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家

鳥取市浜坂字柳茶屋1157-115（一部）

(2) 旧柳茶屋キャンプ場

鳥取市浜坂字柳茶屋1157-114、1157-115（一部）

(3) 鳥取砂丘こどもの国のうちキャンプ場部分

鳥取市浜坂字柳茶屋1157-1（一部）

5 対象施設の提供方法

対象施設は、事業実施期間中、本市及び鳥取県が事業者が無償で貸し付ける。

6 参加資格

(1) 単独応募の場合

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア サイクリングターミナル、柳茶屋キャンプ場及びこどもの国キャンプ場を効果的かつ安定的に運営することのできる法人又はその他団体（以下「法人等」という。）であるこ

と。(法人格の有無は問わない。また、個人での参加は不可とする。)

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 本件業務の公募開始以後のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日施行)第3条第1項及び鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付け第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置をいずれも受けていない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 次のいずれにも該当しないこと。なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及びその統制下にある団体又は構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(イ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすること。その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(ウ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(イ)のaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

カ 事業運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者、または今後必要な時期までに受ける見込みのある者であること。

キ 市税、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ク 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

(2) グループ応募の場合

法人等が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的かつ効率的に運営することが可能な場合は、グループによる参加を認めるこ

とし、応募にあたっては次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 代表事業者を定めること。代表事業者は、構成事業者及び協力事業者を統括し、構成事業者及び協力事業者に対して、法令及び企画提案の内容に従って本事業を誠実に履行させること。

イ 代表事業者、構成事業者及び協力事業者の全てが(1)の要件(カを除く。)を全て満たしていること。

ウ (1)のカの要件で必要となる各種許認可等を代表事業者又は構成事業者の1者以上が受けている又は今後必要な時期まで受ける見込みであること。

エ 代表事業者、構成事業者及び協力事業者は、本プロポーザルにおいて、他のグループの代表事業者、構成事業者又は協力事業者となることはできない。また、グループに所属しながら、別に単独応募を行うことは認めない。

オ 代表事業者、構成事業者又は協力事業者のグループにおける役割、経費に関する連帯責任の割合等をグループ協定で定めること。

カ 令和4年2月22日付けで公告した「鳥取砂丘キャンプ場(仮称)運営事業(鳥取砂丘西側エリア滞在型観光施設運営事業)の公募型プロポーザルの実施」に関する公募型プロポーザル募集要項に基づく募集において、令和4年9月16日付けで資格取消を受けた優先交渉権者でないこと。

7 スケジュールの概要(予定)

募集要項公表	令和4年12月1日(木)
現地説明会の参加申込受付期間	令和4年12月1日(木)から各開催日の3日前まで
現地説明会	令和4年12月16日(金)、同19日(月)、同27日(火)
募集要項に係る質問受付期間	令和4年12月1日(木)から令和5年2月1日(水)まで
募集要項に係る質問への回答	令和5年2月7日(火)までに随時公表
企画提案参加申込受付期間	令和4年12月1日(木)から令和5年2月10日(金)まで
企画提案書等受付期間	令和5年2月13日(月)から令和5年2月28日(火)まで
参加資格要件審査	令和5年3月3日(金)頃
財務等基礎審査	令和5年3月13日(月)から令和5年3月16日(木)頃まで
プレゼンテーション提案審査	令和5年3月27日(月)頃
優先交渉権者決定	令和5年4月中旬
鳥取市議会及び鳥取県議会の議決	直近の鳥取市議会及び鳥取県議会 ※6月議会予定
基本協定及び貸付契約締結	令和5年7月上旬
施設引渡し	令和5年8月1日(火)(予定)

8 募集要項等の公表

(1) 公表期間

令和4年12月1日(木)から令和5年2月28日(火)まで

(2) 公表場所

鳥取市公式ホームページ(<https://www.city.tottori.lg.jp/>)に掲載

9 現地説明会

(1) 開催日時及び場所

日時 令和4年12月16日(金)午後2時00分から

令和4年12月19日(月)午後2時00分から

令和4年12月27日(火)午後2時00分から

場所 旧鳥取市サイクリングターミナル砂丘の家 1階 研修室(鳥取市浜坂 1157-115)

(2) 参加方法

説明会の参加希望者は、参加申込書を各開催日の3日前までに「19 書類提出及び問い合わせ先」に提出すること。

10 質問・回答に関する事項

(1) 質問受付期限

令和5年2月1日(水)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書に記載の上、電子メール又はファクシミリで送信すること。

(3) 提出先

「19 書類提出及び問い合わせ先」に記載のメールアドレス又は番号

(4) 質問への回答

令和5年2月7日(火)午後5時までに随時、市公式ホームページに回答を掲載する。

11 参加申込

(1) 提出期限

令和5年2月10日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の場合は、鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)に規定する休日を除く(1)の提出期限までの日の午前9時から午後5時までに限り受け付ける。

郵送の場合は郵便書留とし、提出期限までの必着とする。

(3) 提出先

「19 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(4) 提出書類と提出部数

ア 企画提案参加申込書 2部(正本2部)

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書 2部(正本2部)

12 提案書等の提出

提案書の提出は、1者につき1案とする。

(1) 提出期限

令和5年2月28日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

11の(2)に同じ。

(3) 提出先

「19書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

(4) 提出書類と提出部数

ア 参加資格要件審査に係る提出書類	各2部 (正本2部)
イ 企画提案書提出書	2部 (正本2部)
ウ 提案概要書	16部 (正本2部、副本14部)
エ 企画提案書	16部 (正本2部、副本14部)
オ 参考書類	各16部 (正本2部、副本14部)
カ 整備計画に係る資金計画	16部 (正本2部、副本14部)
キ 施設運営に係る収支計画	16部 (正本2部、副本14部)
ク 施設利用計画書	16部 (正本2部、副本14部)

1.3 提案書等提出書類の取扱い

- (1) 本件プロポーザルに関して提出した書類について、提出後の修正、変更及び再提出は、認めない。
- (2) 提出書類は、いかなる場合でも返却しない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

1.4 参加資格要件審査

提出された書類を審査した結果、参加資格を満たすと認めた場合は、その旨を書面により、個別に通知する。また、参加資格を満たさないと認めた場合には、その理由を記載した書面を個別に通知する。

1.5 財務等基礎審査

提出された書類を審査した結果、基準に達すると認めた場合は、その旨を書面により、個別に通知する。また、基準に達しないと認めた場合には、その理由を記載した書面を個別に通知する。

プレゼンテーション提案は、基準に達すると認められた者が行うことができる。

1.6 プレゼンテーション提案審査に関する事項

財務等基礎審査において、基準に達した者に対し、質疑を含め、1時間程度を目安に提案内容についてのプレゼンテーションを実施する。

なお、詳細な日時及び場所は、財務等基礎審査結果の連絡の際に併せて通知する。

(1) 実施日時

令和5年3月27日(月)頃で指定する日時

(2) 場所

鳥取市役所本庁舎(鳥取市幸町71)会議室(予定)

(3) 審査会

審査は、有識者と関係行政機関の職員で構成される審査会により、募集要項記載の評価項目により審査する。

(4) 優先交渉権者等

プレゼンテーション提案審査で最も高い点数を得た最優秀提案者を優先交渉権者に、2番目に高い点数を得た優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

1.7 議会の議決

本事業の契約が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号に規定する契約に該当する場合は、優先交渉権者決定後、鳥取市議会及び鳥取県議会の議決を得て契約を締結する。

議会の議決を得られない場合は、本市及び鳥取県は契約を締結せず、一切の損害賠償の責めを負わない。

1.8 その他

(1) 天災その他やむを得ない理由により、選定又は契約を行うことができないときは本件公募型プロポーザルを延期する。

なお、この場合における参加者の損害は参加者の負担とする。

(2) 提案書の作成・提出、プレゼンテーション提案審査への参加等に要する一切の費用は参加者の負担とする。

(3) 提出された書類に関わる著作権は参加者に帰属するが、提出書類は本市及び鳥取県の公文書として保管し、情報公開の請求により開示することがある。ただし参加者の正当な利益が害される恐れがあると本市又は鳥取県が認めた箇所については公表しない。

1.9 書類提出及び問い合わせ先

〒680-8571

鳥取県鳥取市幸町71番地

鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課 担当：平井、米澤、國森

電話：0857-30-8293

ファクシミリ：0857-20-3947

E-mail：kankou@city.tottori.lg.jp